

「登録者証」事業に関するマイナンバー制度のお知らせ

＜「登録者証」事業におけるマイナンバー利用について＞

○ 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（いわゆるマイナンバー法）及びマイナンバーの独自利用に関する都条例の規定により、「登録者証」事業は、難病医療費等助成制度同様に、マイナンバーを利用することが定められています。

これに基づき、「登録者証」申請時にマイナンバーの御記載・御提出をお願いいたします。

○ 「登録者証」事業では、マイナンバーを利用して、区市町村等から生活保護事務や被災者台帳作成事務等のため、その番号の方が「登録者証」事業の対象になっているか等の照会を受けた際に回答します。

＜マイナンバーの確認と身元確認について＞

（１）登録者証申請を受け付ける際には、マイナンバー法の規定により、患者ご本人（患者ご本人が18歳未満の場合には保護者）の①マイナンバーの確認と②身元確認（代理申請の場合は代理人の方も含む）が義務付けられています。

下記の①及び②の書類を申請時に区市町村の申請窓口に御持参のうえ御提示ください。

①マイナンバーの確認に必要な書類（具体例）

マイナンバーカード、通知カード

②身元確認に必要な書類（具体例）以下の A 又は B

A 本人の顔写真が掲載されている官公署の発行した証又はそれに類するもの
マイナンバーカード、運転免許証（経歴証明書でも可）、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳 等のうちいずれか1つ

B 上記 A の証の提示が困難な場合

健康保険証、年金手帳、児童扶養手当調書 等のうちいずれか2つ

（２）代理人の方が申請手続される場合には、上記の書類に加え、次の書類も必要となります。

◇法定代理人の場合：戸籍謄本、後見に関する登記事項証明書等の法定代理人であることを証する書類

◇任意代理人の場合：委任状（裏面の委任状を御利用ください。）

※ここでの法定代理人とは、患者が18歳以上20歳未満の場合の親権者、成人後見人等のことです。患者が18

歳未満の場合は、保護者が申請者となるため戸籍謄本の提出は不要です。

＜「登録者証」事業におけるマイナンバーの収集について＞

マイナンバーを記載しなくても、「登録者証」の申請手続を行うことは可能ですが、マイナンバー法に定められた、他の行政事務（生活保護事務や被災者台帳作成事務等）のため、区市町村等から情報提供を求められたときに、都が回答することが義務付けられており、「登録者証」においても、申請者の方のマイナンバーを登録する必要があります。

そのため、個人番号に係る調書の提出がない場合には、マイナンバー法第14条第2項の規定に基づき、地方公共団体情報システム機構を通じてマイナンバーの収集を行いますので、あらかじめ御了承ください。

お問合せ先

【難病医療費等助成申請の制度に関すること】

東京都保健医療局保健政策部疾病対策課難病認定担当

03-5320-4004（コールセンター）

9時～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）

【個人番号カード・通知カードに関すること】

お住まいの区市町村

以下の委任状は、代理人の方（法定代理人を除く。）が申請される場合に御提出ください。

切 り 取 り 線

委 任 状

代理人住所：

代理人氏名：

私は、上記のものを代理人と定め、下記の申請手続を委任します。

記

委任事項：個人番号に係る調書を含む登録者証（指定難病）申請書の提出に関する手続

令和 年 月 日

委任者（患者ご本人）住所：

委任者（患者ご本人）氏名：